

安全衛生協力会会則  
安全衛生協力会互助会規程

エルゴテック株式会社

# エルゴテック安全衛生協力会会則

## 第1条

エルゴテック株式会社（以下 会社という）安全衛生管理規程第15条の規程に基づき、会社本社に本部安全衛生協力会（以下 本部協力会という）を、本・支店に支部安全衛生協力会（以下 支部協力会という）を置く。

## 第2条（目的）

エルゴテック安全衛生協力会は、会員に対し会社の安全衛生管理方針の周知を図ること、安全衛生管理活動を積極的に展開し労働災害を防止すること及び会社と会員相互の発展と親睦を図ること等を、その目的とする。

## 第3条（事務局）

本部協力会の事務局は会社本社内に、また、支部協力会の事務局は本・支店内に置き、会社社員が会務に関する事務処理を行う。

## 第4条（役割）

本部協力会は、支部協力会を統括し、会社の安全衛生活動に協力するほか、協力会互助制度の運営に当る。

2、支部協力会は、安全衛生に関する会社方針を会員に周知・徹底することにより、作業所の災害の発生を防止する。

## 第5条（事業）

本部協力会は、次の事業を行う。

- 1) 支部協力会に対し、会社の安全衛生管理方針、関係通達等を周知・徹底すること。
- 2) 安全衛生教育を支援すること。
- 3) 安全衛生協力会互助制度の管理・運営。
- 4) 労働災害総合保険制度の管理・運営。
- 5) 慶弔に関する事項。
- 6) その他、必要な事項。

## 第5条の2

支部協力会は、次の事業を行う。

- 1) 安全衛生に関する会社及び本部協力会の方針、通達事項等の会員への伝達及び周知・徹底。
- 2) 安全衛生教育の実施及び関係法令の周知等広報活動。
- 3) 災害発生原因の調査・究明及び災害防止対策の検討とその実行。
- 4) 安全推進大会の実施。
- 5) 安全衛生表彰（表彰規程による）。
- 6) 合同安全パトロール
- 7) 慶弔に関する事項
- 8) その他、必要な事項。

## 第6条（会 員）

会社の工事に従事する全ての協力会社は、支部協力の正会員又は賛助会員となる。

- 1) 正会員は、一年以上の期間会社の工事に従事し、会社の推薦を受け支部協力会に入会を申込み、理事会で加入を承認された協力会社とする。
- 2) 正会員以外の協力会社は、賛助会員とする。賛助会員は、会社の工事に従事する期間中に限り会員となる。

## 第6条の2（会員の義務）

会員は、会社の安全衛生管理方針を遵守し、安全衛生活動を積極的に行い、災害の防止に努めなければならない。

- 2、会員は、下記の事項を実施し又は遵守しなければならない。
  - 1) 自社内、関係協力会社及びその作業者に対し、会社の安全通達・指示事項等を周知・徹底すること。
  - 2) 会社及び協力の主催する合同安全パトロールへ参加すること。
  - 3) 支部会費及び互助会費を納入すること。
  - 4) その他 会社及び協力の主催する行事等へ参加すること。

## 第6条の3(安全衛生協力会互助会)

会員互助等を行うため、本部協力会に安全衛生協力会互助会を置く。

- 2、第6条の会員は、全て互助会員となる。但し、特別の理由により互助会に加入しない旨の意思表示を行い、会社がその理由を認めた場合は、この限りでない。
- 3、互助会の運営については、エルゴテック安全衛生協力会互助会規程に定める。

## 第7条（退 会）

会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- 1) 会員が退会の意思表示をし、これが認められたとき。
- 2) 工事請負基本契約第45条の規程により、契約を解除されたとき。
- 3) 原則として2年以上の期間 会社工事の施工実績がなく今後の施工も見込めないとして、理事会で退会が認められたとき。
- 4) 第6条の2に定める会員の義務を履行せず、会の活動への参加が今後も見込めない等として、理事会が退会を勧告したとき。

## 第8条（役員・任期）

本部協力会は、支部協力会会長及び副会長で構成し、構成員より理事を選出する。

- 2、本部協力会に、次の役員を置く。

会 長	1名	副会長	1名
会 計	1名	会計監査	1名
理 事	若干名		

- 3、役員の役職は、理事の互選による。任期は2年とする。但し、再選を妨げない。
- 4、任期中に、欠員が生じた場合の後任の役員は、会長の指名又は互選により定める。但し、その任期は、前任者の残任期間とする。

## 第8条の2

支部協力会の理事は、定時総会で選出する。

2、支部協力会に、次の役員を置く。

会 長	副会長
会 計	会計監査

3、役員の様職は、理事の互選による。任期は2年とする。但し、再選を妨げない。

4、任期中に、欠員が生じた場合は、会長が指名し補充する。但し、その任期は、前任者の残任期とする。

5、支部協力会の会長は、会員または職員の内から、相談役を若干名委嘱することができる。

## 第9条（総会・審議事項）

定時総会は、会の運営に関する重要事項を審議するため、年1回会長が召集する。

但し必要と認めたとき、会長は臨時総会を召集することができる。

2、定時総会は、次の事項を審議する。

- 1) 前年度事業報告
- 2) 前年度収支報告及び監査報告
- 3) 当年度事業計画
- 4) 当年度収支予算
- 5) 役員の様選
- 6) その他、必要と認めた事項

3、本部総会は、前項の事項のほか、安全衛生協力会会則及び安全衛生協力会互助会規程の改正等協力会の管理運営にかかる基本的事項を審議する。

## 第10条（理事会）

理事会は、役員をもって構成し、本部協力会又は支部協力会の運営に関する諸事項を審議するため、本部理事会は本部会長が、支部理事会は支部会長が召集する。

1) 本部会長又は支部会長は、その理事会の概要について必要に応じ、顧問に報告するものとする。

2) 理事会の議事については、記録を保存しなければならない。

2、本部理事会は、年1回召集する。但し、会長が必要と認めたときは、会長が指名する役員による臨時理事会を召集することができる。理事会に掛かる経費は理事会費とし、互助会費に計上する。

3、支部理事会は定期的に召集する。但し、会長が必要と認めたときは、臨時理事会を召集することができる。

### 第11条（役員の職務）

役員の職務は次の通りとする。

- 1) 会長は、協力を代表して会務を統括し、総会・理事会の議長となり、議決された事項等必要な事項を、関係者に指示し又は伝達する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会務を代行する。
- 3) 会計は、財務（諸帳簿）及び業務遂行に要する費用の管理に当たり、総会において会計報告する。
- 4) 会計監査は、会計を監査し、総会において監査報告する。
- 5) 理事は、総会・理事会に出席し、議題について審議議決する。
- 6) 相談役は、会長の諮問に応じ、本会に対して意見を述べるができる。

### 第12条（会議の成立・議決の要件）

総会・理事会は、会を構成する者の過半数以上の出席により成立し、その議決は出席者（委任によるものも含む）の過半数以上の賛成による。

但し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

### 第13条（顧問）

本部及び支部協力会に、顧問を置く。

- 2、顧問は、会社に委嘱する。

### 第14条（顧問の職務・任期）

顧問は協力会の運営について、諮問に応じ又は指導、助言する。

- 2、本部協力会顧問は、本社担当役員及び本社安全担当に委嘱する。
- 3、支部協力会顧問は、本・支店長、安全担当、技術責任者に委嘱する。
- 4、顧問の任期は、会社の当該役職期間とする。

### 第15条（運営費）

協力会の運営に要する費用は、会費等をもってこれに充てる。但し、やむを得ない費用に充てるため、理事会の決議により臨時会費を徴収することが出来る。

### 第15条の2（会費）

会員（正会員・賛助会員）の支部協力会費は、各月の検収総額に対し10,000分の2を乗じた額（1円未満は切捨て）とし、売上月工事代金から相殺徴収する。

- 2、検収総額が10万円未満は徴収しない。
- 3、支部協力会正会員の会費は、上記相殺徴収金額の他、各支部内規により別途年会費を徴収する。
- 4、会員が、退会し又は会員の資格を失った場合でも、会費は返還しない。

### 第16条（表彰）

安全衛生に関する表彰規定は、別に定める。

### 第17条（その他の決議）

本会則に定めない事項については、理事会において決定する。

第18条（事業年度）

協力会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第19条（解散及び清算）

本会は、総会において出席者の4分の3以上の同意により解散することができる。

- 2、本会が解散した場合の残余財産は、解散時の会員に帰属するものとし、総会の議決を経て処分する。

附 則

- 1) この会則は平成11年4月1日より実施する。
- 2)     "     平成21年4月1日より実施する。
- 3)     "     平成27年4月1日より実施する。（基本契約書約款改定に伴う改定）
- 4)     "     平成30年7月1日より実施する。（本部協力会発足に伴う改定）
- 5)     "     令和3年4月1日より実施する。（東京・横浜、支部事業統合に伴う改訂）

# エルゴテック安全衛生協力会互助会規程

## 第1条（目的）

エルゴテック安全衛生協力会は、エルゴテック株式会社（以下「会社」という）の作業所において会社発注工事施工中に業務上被災（交通事故を除く）した者に対し見舞金を支給する等の会員互助を行うため、この規程を定める。

## 第2条（適用）

本規程に基づく見舞金支給の対象となる者は次の通りとし、見舞金の支給は、会員又は事務局より直接被災者へ支給する。

- 1) 会員（当該工事にかかる互助会費を納入する者に限る。以下同じ。）又はこれに準じる者及びその従業員
- 2) 会員と下請関係にある事業主又はこれに準じる者及びその従業員  
但し、会員又はこれに準じるもの及び会員と下請関係にある事業主又はこれに準じる者は、障害見舞金の支給は、労働者災害補償保険特別加入者に限るものとする。  
休業見舞金の支給についてはこの限りではない。

## 第3条（互助会費の額、徴収）

互助会費等の徴収は以下による。

- 1) 正会員の互助会費は、各月の検収総額（消費税を除く）に対し、**10,000分の3**を乗じた額（1円未満は切捨て）とし、売上月の支払工事代金から相殺徴収する。
- 2) 賛助会員の互助会費は、各月の検収総額（消費税を除く）に対し、**10,000分の6**を乗じた額（1円未満は切捨て）とし、売上月の支払工事代金から相殺徴収する。
- 3) 但し、当月の検収総額が**10万円未満**の場合は、徴収しない。

## 第4条（会社補助金）

会社は、労働災害総合保険料他の支払いに関して、必要に応じて助成する。

## 第5条（見舞金の支給災害）

本部協力は、次の場合に、第6条に定められる金額の見舞金を、被災者に支給する。

- 1) 第2条に規定する者が、業務上災害の被災者となった場合
- 2) その他 支部理事会・会社で認めた場合

## 第6条（見舞金の額）

見舞金の額は、被害の状態又は程度に応じ、次の額以内の額とする。

イ) 死	亡	1,500万円	(弔慰金)
ロ) 後遺障害等級1級		1,500万円	(障害見舞金)
ハ)	〃 2級	1,300万円	( 〃 )
ニ)	〃 3級	1,100万円	( 〃 )
ホ)	〃 4級	,900万円	( 〃 )
ヘ)	〃 5級	,700万円	( 〃 )
ト)	〃 6級	,600万円	( 〃 )
チ)	〃 7級	,500万円	( 〃 )
リ)	〃 8級	,400万円	( 〃 )
ヌ)	〃 9級	,300万円	( 〃 )
ル)	〃 10級	,200万円	( 〃 )
ヲ)	〃 11級	,150万円	( 〃 )
ワ)	〃 12級	,100万円	( 〃 )
カ)	〃 13級	,80万円	( 〃 )
ヨ)	〃 14級	,60万円	( 〃 )
タ) 休業日数：90日以上		,50万円以内	(休業見舞金)
レ)	〃 : 60日以上90日未満	,30万円	( 〃 )
ゾ)	〃 : 30日以上60日未満	,20万円	( 〃 )
ツ)	〃 : 15日以上30日未満	,10万円	( 〃 )
ネ)	〃 : 4日以上15日未満	,5万円	( 〃 )

- 2、後遺障害等級は、労働基準監督署長の決定した障害等級に従うものとする。
- 3、休業日数は、休業して1ヶ月を経過した場合は30日と、同2ヶ月の場合は60日と、同3ヶ月の場合は90日と計算する。
- 4、災害の発生に関し被災者に重大な過失が認められる等の場合には、本部理事会は、支部理事会の協議を参考に、支給する見舞金の額を定める。

### 第6条の2（保険加入）

死亡弔慰金及び後遺障害等級1級から14等級迄の障害見舞金の支給を補償するため、損害保険会社の労働災害総合保険に加入する。

## 第7条（見舞金の支払請求）

会員又はその代理人は、第2条に定める者が第5条第1号に定める事故の被災者となった場合、支部会長と協議の上、「弔慰金・障害見舞金・休業見舞金給付請求書」に所定事項を記入するとともに、当該労災事故に関する「労働者死傷病報告書（労働基準監督に提出済みのもの）の写し」及び次の書類を添付し、支部会長を經由して、被害者の状態又は程度に応じた見舞金の支給を請求することができる。

- 1) 弔慰金の請求については、原則として、遺族に対する労基署長の遺族年金・一時金支給決定通知書の写し
- 2) 障害見舞金の請求については、被災者に対する労基署長の障害等補償年金・一時金支給決定通知書の写し
- 3) 休業見舞金の請求については、事業主及び診療担当者の証明に基づく労災保険休業補償給付請求書の写し。但し、休業が一ヶ月以上となる場合は、同給付の請求を行う都度その写しを添付し、数回に分け請求することができる。

#### 第8条（障害見舞金の前払請求）

会員は、重度の労災被災者に対し早期に見舞金を支給する必要がある場合、支部会長と協議し、本部会長に対し別紙様式により前払見舞金の支払を請求することができる。この協議は、当該被災者の担当主治医の見解、同被災者の家族状況等を参考に行うものとする。

- 2、前項の請求は、見舞金給付請求書の備考欄に前払が必要な理由を記入の上、概ね見込まれる見舞金の額の半額以内の額を、請求するものとする。
- 3、第1項の規程により障害見舞金の前払を受けた会員は、前第2項の支給請求を行うとき、前払により支給した額を表示し、その額を控除した額を請求するものとする。

#### 第9条（被災者への支給）

会員は、第7条又は第8条の請求による見舞金の支払を受けたとき、速やかに、被災者にその全額を支給しなければならない。

- 2、会員は、被災者に対し前項の見舞金を支給したとき、支部会長に対し、速やかに別紙様式「弔慰金・障害見舞金・休業見舞金給付報告書」により、支給の事実を報告しなければならない。この支給報告書には、被災者の受領書を添付しなければならない。
- 3、会員が被災者に対し、第7条各号の見舞金を請求する前に5万円を超える金銭を支払った場合は、第1項の規程にかかわらず、受領した見舞金からその金額を控除した額を被災者に支給することができる。この場合は、受領書等その支払の事実を証する書面を前項の「見舞金支給報告書」に添付しなければならない。

#### 第10条（権利譲渡の禁止）

会員は、この規程から生ずる権利及び義務を第三者に譲渡することはできない。

#### 第11条

この規程に定めのない事項は、本部理事会において審議の上決定する。

#### 第12条（事業年度）

互助会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月末日迄とする。

#### 第13条（精算）

本事業は、本部理事会において総会の決議を経て廃止することができる。

- 2、本事業を廃止した場合の残余財産は、廃止時の会員に帰属するものとし、総会の議決を経て処分する。

附 則

- 1) この規定は平成11年4月1日より実施する。
- 2)     "     平成21年4月1日より実施する。
- 3)     "     平成27年4月1日より実施する。〔見舞金支給規定項目（ネ）を追加〕
- 4)     "     平成30年7月1日より実施する。（本部協力会発足に伴う改定）
- 5)     "     令和3年4月1日より実施する。（東京・横浜、支部事業統合に伴う改定）